

佐賀市立成章中学校後援会細則

会則17条による部活動等への奨励・援助及び市大会以上の選手代表派遣に対する援助金を次のように定める。

1. 次に示す事項で、成章中学校に在籍する生徒が成章中学校職員を引率者として、九州大会・全国大会等に出場及び派遣された場合、出場及び派遣にかかる費用（参加費、旅費、宿泊費 及び食費）の半額を上限とし支援する。
ただし、佐賀市等から補助金がある場合はそれを差し引いた残額（半額を上限とする）を支援することとする。
 - ①中体連・協会・連盟主催の大会（佐賀市各種大会出場補助金の規定に準ずる）
 - ②学校から出品する硬毛筆・作文・感想文・ポスター等各種コンクール
 - ③成章中学校代表として出場する発表会など
2. 成章中学校に在籍する生徒が、学校外の団体に所属し九州大会以上の大会に出場した場合（成章中学校職員の引率がない場合）、保護者から申請後、次のように激励金を渡し支援する。
ただし、1個人の申請できる回数は、年度内に2回（九州大会を勝ち抜き全国大会に出場した場合は、それぞれに激励金を渡し1回のカウントとする）を限度とする。
 - （1）九州大会出場の場合、生徒一人当たり1万円とする。
 - （2）全国大会出場の場合、生徒一人当たり3万円とする。
 - （3）九州大会及び全国大会が佐賀県内で行われた場合も、（1）、（2）のとおりにする。
3. 支援の対象者は、各大会要項によりエントリーして出場する者とする。ただし、吹奏楽部の場合、佐賀市の規程による。
4. 成章中学校に在籍する生徒が、九州大会で3位以内に入賞及び全国大会に出場した場合に、申し出があった時については、横断幕を作製し、その費用を支出する。
5. 1については、部活動の顧問が申し出る。
2については、その生徒の保護者が担任に申し出る。
会計が以下の書類を作成し起案し会長に提出し決済を得る。
 - ①支出伺
 - ②大会要項
 - ③支出した金額がわかる書類（2については不要）
6. 5の書類提出については、2月末までを期限とする。なお、特別な事情がある場合は、運営委員会で検討する。

7. 成章中学校に在籍する生徒が、各種競技等の選抜チームに選ばれ、九州大会及び全国大会に出場する場合は、激励金として1万円を支給する。
8. 成章中学校の部活動に関わる道具等の運搬費については、運送業者等を利用する有償の場合、実費の半額を支援する。
9. その他、1～8以外に援助の必要がある時はこれを会長に要請し、承認を得るものとする。